

陳 情 文 書 表

平成 23 年 9 月 9 日 提出

番 号	平成 23 年陳情第 4 号
件 名	「軽油引取税の課税免税措置などの恒久化を求める要望意見書」の提出に関する陳情
陳情の趣旨	<p>農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）が、平成 24 年 3 月末に期限切れを迎え廃止される予定である。</p> <p>経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っている。</p> <p>また、漁業の船舶や鉄道輸送などあらゆる産業分野で活用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献してきた。</p> <p>平成 21 年度において道内で活用された免税軽油の量は 42 万 7 千 Kℓ にのぼり、免税額にして 137 億円に達し、このうち農業分野の使用量は 17 万 3 千 Kℓ、免税額で 56 億円、船舶関係では 7 万 1 千 Kℓ、免税額 23 億円、鉄（軌）道関係 8 万 2 千 Kℓ、免税額は 26 億円などとなっている。</p> <p>他方、農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化も求められている。</p> <p>農林漁業用 A 重油は、農業用ハウスの暖房や船舶などの燃料に幅広く使用され、本道の基幹産業である農林水産業の振興に大きく貢献している。</p> <p>燃油価格が高止まり状態の中で、免税軽油制度や農林漁業用 A 重油に対する特例措置が廃止されると、農林水産業など幅広い分野で大きな経済的打撃を受けることになる。</p> <p>よって、軽油引取税の課税免除措置及び農林漁業用 A 重油に対する特例措置の恒久化などについて、国に対し下記事項の実現を強く要望する意見書の提出を陳情します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）を恒久化すること。 2 農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置を恒久化すること。 3 地球温暖化対策税については、農業者の負担が増えることのないよう万全の措置を講ずること。 特に、燃油への課税は、油種に関わらず負担増を回避すること。

陳情者の住所氏名	芽室町西4条南1丁目1-9 芽室町農民連盟 執行委員長 堀井弘己
受付年月日	平成23年8月26日
備考	